

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成31年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	28,968,519 千円	3,065,774 千円	4,566,123 千円	15.76%	14.4%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 640,660 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	566人	2,224,189 千円	777,476 千円	1,030,483 千円	4,032,148 千円	7,124 千円	6,587 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	51.1歳	403,688円	558,582円
政令指定都市平均（水道事業）	46.2歳	361,241円	548,236円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和2年度）		1人当たり平均支給額（令和2年度）	
1,806,347円		1,867,061円	
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
（1.45月分）	（0.90月分）	（1.45月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	

・管理職加算 管理職手当の月額 $10\sim 20\%$ に相当する額	・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額 $10\sim 15\%$ に相当する額
--------------------------------------	--

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当 (令和3年4月1日現在)

区 分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19,579月	26,194月	19,579月	26,194月
	勤続25年	28,479月	36,444月	28,479月	36,444月
	勤続35年	40,279月	47,709月	40,279月	47,709月
	最高限度額	47,709月	47,709月	47,709月	47,709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を $2\sim 20\%$ 加算する。		退職時給料月額を $2\sim 20\%$ 加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		令和2年度 1,985万円		令和2年度 2,096万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (令和2年度決算)		372,618千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		659,307円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川崎市	16%	565人	16%

エ 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給総額 (令和2年度決算)		14,107千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)		51,112円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和2年度)		38.77%		
手当の種類 (手当数)		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業手当	職員が次の作業に従事したとき (同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。) 1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業		5,618千円	従事した日1日につき 甲額 300円 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間は「330円」)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が上記の危険作業手当及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となるときを除く。） 1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業		1,398千円	従事した日1日につき 乙額 280円
	サービスセンター給水管理係、給水装置課メーター管理担当、水道整備課の整備係、工務係、工事係及び漏水防止係並びに第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		2,182千円	従事した日1日につき 丙額 990円（技術職員については660円）
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。		3,045千円	夜勤1回につき 950円
滞納整理手当	下水道使用料担当又はサービスセンターの職員が水道料金の滞納整理等のため出張して行う滞納者等との折衝の業務に従事したとき。		0千円	従事した日1日につき 300円（経過措置として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は「400円」）
用地等折衝業務手当	職員が土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		1千円	従事した日1日につき 140円
災害応急作業等派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。		0千円	従事した日1日につき 910円（ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	191,284千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	365,697円
支給実績（平成31年度決算）	212,472千円
職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算）	411,170円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度（平成31年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	70,102千円	267,056円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円 	同じ	—	18,509千円	194,662円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	—	61,543千円	107,065円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	14,797千円	141,660円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	32,051千円	961,524円

(2) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成31年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	6,568,750千円	571,185 千円	623,050 千円	9.49%	8.67%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 41,163 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	64人	285,081 千円	87,870 千円	125,156 千円	498,107 千円	7,783 千円	7,240 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	55.5歳	391,328円	523,303円
政令指定都市平均（工業用水道事業）	44.6歳	383,949円	574,314円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,708,513円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,867,061円	
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45月分）		（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45月分）	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額額の10～20%に相当		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額額の10～	

する額	15%に相当する額
-----	-----------

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

区 分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19,579月	26,194月	19,579月	26,194月
	勤続25年	28,479月	36,444月	28,479月	36,444月
	勤続35年	40,279月	47,709月	40,279月	47,709月
	最高限度額	47,709月	47,709月	47,709月	47,709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		令和2年度 1,910万円		令和2年度 2,096万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		47,505千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		650,011円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	74人	16%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度決算）	1,831千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	48,186円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）	35.54%
手当の種類（手当数）	3種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
作業手当	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。 1 交通を遮断することなく行う道路上の作業 2 配水塔内、沈でん池等の清掃作業 3 高熱物を取り扱う作業、高圧電気設備点検その他これに類する作業 4 マンホール内その他狭あいな場所での点検、調査等の作業 5 高所の足場が不安定な場所での点検、調査等の作業	職員が次の作業に従事したとき（同日中に従事した作業が上記の危険作業手当及び災害応急作業等派遣手当の支給の対象となることを除く。）。	234千円	従事した日1日につき 甲額 300円 （令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間は「330円」）
			598千円	従事した日1日につき 甲額 280円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
	1 浄水薬品注入設備の点検（目視のみによる場合を除く。）、洗浄等の作業 2 水道水質課又は浄水課の毒物若しくは劇物を使用した試験若しくは検査又は病原性微生物検査の作業			
	サービスセンター給水管理係、給水装置課メーター管理担当、水道整備課の整備係、工務係、工事係及び漏水防止係並びに第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所の工務係、工事係及び漏水防止係の技術職員、技能職員又は業務職員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき（夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。）。		46千円	従事した日1日につき 丙額 990円（技術職員については660円）
交替勤務手当	水道整備課、第2配水工事事務所、第3配水工事事務所、水運用センター及び浄水課の交替制勤務職員が夜間勤務（午後4時30分から翌日の午前9時まで）に従事したとき。		480千円	夜勤1回につき 950円
災害応急作業等 派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事したとき（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。）。		0千円	従事した日1日につき 910円（ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820円）

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	5,947千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	195,417円
支給実績（平成31年度決算）	16,893千円
職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算）	227,518円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度（平成31年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	6,444千円	177,754円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円	同じ	—	3,918千円	221,762円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
		・41歳以上 10,000円				
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	7,682千円	107,504円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	1,626千円	596,063円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	5,705千円	585,086円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成31年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	38,055,599 千円	4,096,160 千円	2,874,041 千円	7.55%	6.88%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 783,086 千円を含みません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	415 人	1,529,841 千円	590,181 千円	715,420 千円	2,835,442 千円	6,749 千円	6,604 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	49.5歳	377,890円	537,980円
政令指定都市平均（下水道事業）	45.5歳	358,166円	548,876円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,684,595円		1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,867,061円	
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）		（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.90月分 （0.90月分）	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額額の10～20%に相当		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額額の10～	

する額	15%に相当する額
-----	-----------

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

区 分		下水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19,579月	26,194月	19,579月	26,194月
	勤続25年	28,479月	36,444月	28,479月	36,444月
	勤続35年	40,279月	47,709月	40,279月	47,709月
	最高限度額	47,709月	47,709月	47,709月	47,709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		令和2年度 2,072万円		令和2年度 2,096万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		255,335千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		616,256円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	414人	16%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度決算）		11,231千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		59,425円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		35.52%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する支給 単価
滞納整理手当	下水道使用料担当の職員が下水道使用料の滞納整理等のため出張して行う滞納者等との折衝の業務に従事したとき。		70千円	従事した日1日につき 300円（経過措置として、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は「400円」）
夜間特殊業務手当	水処理センター（麻生水処理センターを除く。）の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等にかかわる緊急の対応の業務に従事したとき。		80千円	勤務1回につき 650円
用地等折衝業務手当	土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したとき。		0千円	従事した日1日につき 140円

汚泥処理業務等 手当	入江崎総合スラッジセンター設備系の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務に従事したとき。	109千円	従事した日1日につき 甲額 750円
	下水道水質課の職員(工場廃水指導の業務に従事する職員を除く。)又は水処理センター、入江崎総合スラッジセンター管理係、下水道管理事務所若しくは下水道事務所管理課の職員が汚泥等に接触してその処理を行う業務又は毒物若しくは劇物を使用した理化学試験若しくは検査の業務に従事したとき。	10,471千円	従事した日1日につき 乙額 500円
危険作業手当	下水道部の職員が地上又は水面上 10メートル以上の足場が不安定な箇所において行う業務に従事したとき。	0千円	従事した日1日につき 甲額 300円
	下水道水質課の職員が毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したとき(同日中に従事した業務が汚泥処理業務等手当乙額の支給の対象となるときを除く。)	23千円	従事した日1日につき 乙額 140円
災害応急作業等 派遣手当	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域(以下「災害発生地域」という。)に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業の業務(本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。)に従事したとき(当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。)	0千円	従事した日1日につき 910円(ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項に規定する警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事したときは、1,820円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	182,637千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	451,383円
支給実績(平成31年度決算)	178,455千円
職員1人当たり平均支給年額(平成31年度決算)	473,042円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注2) 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度(平成31年度)決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	41,072千円	213,826円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	15,210千円	215,748円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は 55,000 円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて 2,000 円～31,600 円 ・併用の場合は 55,000 円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	49,686 千円	122,856 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	8,570 千円	222,872 円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて 73,700円～111,300円	同じ	—	28,596 千円	1,117,775 円

(4) 自動車運送事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成31年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	9,152,229 千円	▲1,696,923 千円	3,643,411 千円	39.8 %	39.6%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	490 人	1,788,490 千円	1,062,591 千円	792,330 千円	3,643,411 千円	7,436 千円	6,622 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	50.5歳	370,408円	509,311円
政令指定都市平均（バス事業）	48.1歳	331,633円	559,224円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

（うちバス事業運転手）

区分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
川崎市	51.1歳	340人	362,853円	498,923円	バス運転者	50.6歳	472,700円	1.05
政令指定都市平均	48.5歳	444人	320,432円	545,506円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川崎市	5,945,748円	5,672,700円	1.05

(注1) 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。（平成30年～令和2年の3ケ年平均）

(注2) 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(注3) 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

自動車運送事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和2年度）		1人当たり平均支給額（令和2年度）	
1,578,347円		1,867,061円	
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
（1.45月分）	（0.90月分）	（1.45月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額		・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

区分	自動車運送事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	19.579月	26.194月	19.579月	26.194月
	勤続25年	28.479月	36.444月	28.479月	36.444月
	勤続35年	40.279月	47.709月	40.279月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置	退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。		
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額	令和2年度 1,637万円		令和2年度 2,096万円		

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		298,792千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		591,667円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	505人	16%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度決算）		15,058千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		42,900円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		69.5%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する支給 単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	15,058千円	10分につき25円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	600,367千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1,305,146円
支給実績（平成31年度決算）	651,728千円
職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算）	1,395,563円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度（平成31年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円	同じ	—	63,057千円	213,753円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円	同じ	—	12,577千円	161,244円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ	—	33,684千円	75,188円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時まで	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25	同じ	—	23,152千円	60,607円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
	勤務する職員に支給する。	×勤務時間（実働時間）				
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～132,600円	同じ	—	15,904千円	994,000円

(5) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成31年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	33,595,675 千円	3,265,286 千円	15,849,090 千円	47.2 %	38.4 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 33,986 千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和2年度	1,443人	5,930,824 千円	2,615,311 千円	1,547,230 千円	10,093,365 千円	6,995 千円	7,151 千円

(注1) 職員手当には退職給与金を含みません。

(注2) 職員数については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

(注3) 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病院事業	医師	39.5歳	483,136円	1,391,436円
	看護師	36.3歳	305,419円	564,721円
	事務職員	47.7歳	337,055円	656,923円
政都 令市 指平 定均	医師	40.2歳	552,482円	1,330,603円
	看護師	37.8歳	299,613円	480,835円
	事務職員	43.9歳	350,007円	554,271円

(注1) 基本給は、「給料」「扶養手当」「地域手当」の合算額です。

(注2) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(注3) 平均年齢は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病院事業		普通会計関係	
1人当たり平均支給額（令和2年度）		1人当たり平均支給額（令和2年度）	
1,404,502円		1,867,061円	
（令和2年度支給割合）		（令和2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
（1.45月分）	（0.90月分）	（1.45月分）	（0.90月分）
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額 		<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額 	

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

区 分		病院事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	19.579月	26.194月	19.579月	26.194月
	勤続25年	28.479月	36.444月	28.479月	36.444月
	勤続35年	40.279月	47.709月	40.279月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月	47.709月	47.709月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		令和2年度 2,043万円		令和2年度 2,096万円	

（注1）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

（注2）普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		953,307千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		571,527円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	16%	1,668人	16%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給総額（令和2年度決算）		799,759千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		588,491円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		78.9%			
手当の種類（手当数）		12種類			
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医務等従事手当	(1)	病院局に勤務する助産師及び看護師(准看護師を含む。以下同じ。)		799,759千円	月額8,000円
	(2)	病院に勤務する栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、マッサージ師及び視能訓練士並びに社会福祉職及び心理職のうち医療社会事業の業務に従事する職員			月額2,000円
夜間看護手当		病院に勤務する助産師及び看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき		勤務1回につき 7,200円 ただし、その勤務に含まれる深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務時間が2時間以上6時間未満の場合は4,500円とし、2時間未満の場合は3,600円とする。
感染症病原体接触手当	医師		感染症病棟患者の診療の業務又は感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務		従事した日1日につき 140円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
	看護師		感染症病棟患者の看護業務		
	臨床検査技師		感染症の病原体により汚染され、又は汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査の業務又は当該試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務		
	臨床工学技士		感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務		
	ハウスキーパー及び業務職		感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体の試験若しくは検査において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感		

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
		染症病棟患者の着衣類若しくは汚物の消毒の業務		
精神病患者等入院業務手当	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務に従事する職員	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務		1件につき140円
放射線接触手当	放射線を人体に対して照射する業務等に従事する職員	放射線を人体に対して照射する業務等		従事した日1日につき250円 ただし、1回の勤務が2暦日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない
救急患者診療手当	病院に勤務する医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	夜間休日（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までを除く時間帯をいう。以下同じ。）における救急の外来患者の診療に従事したとき		1件につき1,000円 ただし、緊急入院手当が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
緊急入院手当	(1) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	救急の外来患者の診療に従事し、当該診療に係る患者の入院の指示を行ったとき（当該患者の緊急入院受入れ（夜間休日における入院の受入れをいう。以下同じ。）が行われた場合に限る。）		1件につき5,000円 ただし、緊急入院手当(2)が支給される時、又は分娩手当が支給される時は、支給しない
	(2) 病院に勤務する医師等（複数の医師等が従事した場合にあっては、主として従事した医師等に限る。）	緊急入院受入れを行ったとき		1件につき5,000円 ただし、分娩手当が支給される時は、支給しない
待機手当	病院に勤務する医師等（病院長が別に定める診療科等に勤務する医師等に限る。）	次に掲げる区分に従い、緊急の診療、処置又は手術に対応するために自宅等において待機をしたとき ア 午後5時から翌日の午前8時30分まで イ 午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日並びに休日に限る。）		1回につき2,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	左記職員に対する支給 単価
分娩手当	病院に勤務する医師 (複数の医師が従事 した場合にあっては、 主として従事した医 師に限る。)	分娩業務に従事したと き		1件につき10,000円 ただし、多胎分娩の場 合は、1件とする
管理職員診療等業務手 当	病院に勤務する医師 等(管理職員に限る。)	正規の勤務時間外又は 休日等に診療その他の 管理者が別に定める業 務に従事したとき		1時間につき5,000円
新型コロナウイルス感 染症対応特別手当	病院に勤務する医師 (あらかじめ病院長 が危険かつ困難な業 務に従事すると認め た者に限る。)	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 診療業務に従事したと き		従事した日1日につき 3,000円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給しな い。
	病院に勤務する看護 師(あらかじめ病院長 が危険かつ困難な業 務に従事すると認め た者に限る。)	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 看護業務に従事したと き		
新型コロナウイルス感 染症対応手当	臨床検査技師及び診 療放射線技師	新型コロナウイルス感 染症対応病棟の患者の 検査の業務に従事した とき		従事した日1日につき 1,000円。ただし、1回 の勤務が2暦日にわた る場合のうち従事した 日の勤務時間が2時間 未満のときは、支給しな い。
	臨床工学技士	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、患者に使用する生 命管理維持装置の操作 等の業務に従事したと き		
	業務職	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、看護補助業務、患 者の使用した器具等の 洗浄の業務、病室等の 清掃業務又は着衣類若 しくは汚物の消毒の業 務に従事したとき		
	上記に掲げる者以外 の職員	新型コロナウイルス感 染症対応病棟におい て、患者と直接対応す る業務に従事したとき		

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	1, 287, 411千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	1, 150, 501 円
支給実績（平成31年度決算）	1, 145, 630千円
職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算）	1, 065, 702 円

（注1） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（注2） 職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度（平成31年度）決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 （令和2年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和2年度決算）
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	異なる	期間及び月額	482,129千円	1,639,896円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 7,000円 ・子 10,000円 ・父母等 7,000円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ	—	71,997千円	251,737円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・31歳未満 25,200円 ・31歳以上40歳以下 16,500円 ・41歳以上 10,000円 	同じ	—	95,163千円	258,596円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用の場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,000円～31,600円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ	—	197,207千円	136,381円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額×100分の25×勤務時間（実働時間）	同じ	—	145,367千円	181,255円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務1回につき 4,400円（特殊な業務の場合は6,100円） ・5時間以下の勤務 2,200円（特殊な業務の場合は3,050円）	同じ	—	0千円	0円
管理職手当 (国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 73,700円～145,100円	同じ	—	150,839千円	1,142,721円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時若しくは緊急の必要等により勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて8,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	同じ	—	0千円	0円